

令和5年度新型コロナウイルス感染症の影響による  
家計が急変した世帯への本学独自の授業料免除制度について

- (1) 対象者は、学部学生（新1年生を含む。）及び大学院生とする。（ただし、昨年度の所得が算出できない私費外国人留学生（学部新1年生等）は除く。）
- (2) 以下の①又は②に該当する学生で本学の免除基準に該当する学生は、家計急変世帯学生として通常の免除枠とは別に優先して授業料免除の対象とする。
- ①国や地方公共団体が新型コロナウイルス感染症の感染拡大による収入減少があった者等を支援対象として実施する公的支援の受給証明書（対象の公的支援は新制度の例に準ずる）の提出があった場合
- ②家計急変事由発生後の所得が令和元年度～令和4年度の所得と比較し、1/2以下となっている場合

問合せ先

静岡キャンパス・・・学生生活課奨学係（共通教育A棟5階）

人文社会科学部学務係（夜間主コースの学生のみ）

浜松キャンパス・・・浜松学生支援課学生支援係（S-port 1階）